



ウクライナ情勢に関する外航貨物海上保険の取り扱い

各種報道のとおり、ロシア軍によるウクライナ侵攻の懸念が高まっています。21日には、プーチン大統領がウクライナ東部の親ロシア派支配地域の独立を承認しました。これにより、自国民の保護を理由にウクライナ介入を正当化し、軍隊を派遣した場合など、貨物に事故が発生した場合の外航貨物海上保険での取り扱いについて、以下ご案内申し上げます。

また、弊社の現地エージェントによると、現時点で現地の経済・社会活動には大きな影響は生じていないとのことで、海運への大きな影響も確認されていません。一方で、ウクライナ情勢を巡って緊張が高まる中、Lufthansa, SAS, Austrian Airlines, Swissなど、一部の航空会社は、キエフを発着する便について2月末まで運航を取りやめることを決定しています。上記情報につきましては、あくまで現時点での状況をご報告するものです。最新情報を常にご確認いただくとともに、いざという時に備え、事前に代替ルートへの切替等を検討しておくことをお勧めいたします。

なお、バイデン米大統領は親ロシア派支配地域への制裁を発動した模様であり、本制裁による保険のお引受けへの影響については現在精査しており、お引受け貨物へ影響が及ぶ可能性がある場合は追ってご案内申し上げます。

1. 2009年版協会約款の基本保険条件

外航貨物海上保険は、通常ロンドン国際保険引受協会が制定された協会約款に従って補償されます。

海上危険は2009年版協会貨物約款（INSTITUTE CARGO CLAUSES）にて、戦争・ストライキ危険は協会貨物約款に付帯される協会戦争約款（INSTITUTE WAR CLAUSES (CARGO)）、協会ストライキ（等）約款（INSTITUTE STRIKES CLAUSES (CARGO)）に従って補償されます。

事故の種類	保険条件	ICC(A)+ War & S.R.C.C.	ICC(Air)+ War & S.R.C.C.	ICC(B)+ War & S.R.C.C.	ICC(C)+ War & S.R.C.C.
火災・爆発		○	○	○	○
船舶または艀の沈没・座礁		○	○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線		○	○	○	○
輸送用具の衝突		○	○	○	○
積込・荷卸の際の水没または落下による梱包1個毎の全損		○	○	○	●
海・湖・河川の水の輸送用具・保管場所等への浸入		○	○	○	●
地震・噴火・雷		○	○	○	●
共同海損(分担額)		○	—	○	○
救助料		○	○	○	○
その他の損害 例：汗濡れ・破損・曲がり・へこみ・盗難・漏出・不足・汚染・混合等		○	○	●	●
被保険者が関与していない荷造りの不完全による損害		○	○	○	○
戦争(宣戦の有無を問わない)、内乱、捕獲、だ捕		○	○	○	○
ストライキ(職場閉鎖を受けている労働者・労働紛争・暴動に加わっている者によるもの等)		○	○	○	○

○…お支払いの対象となります

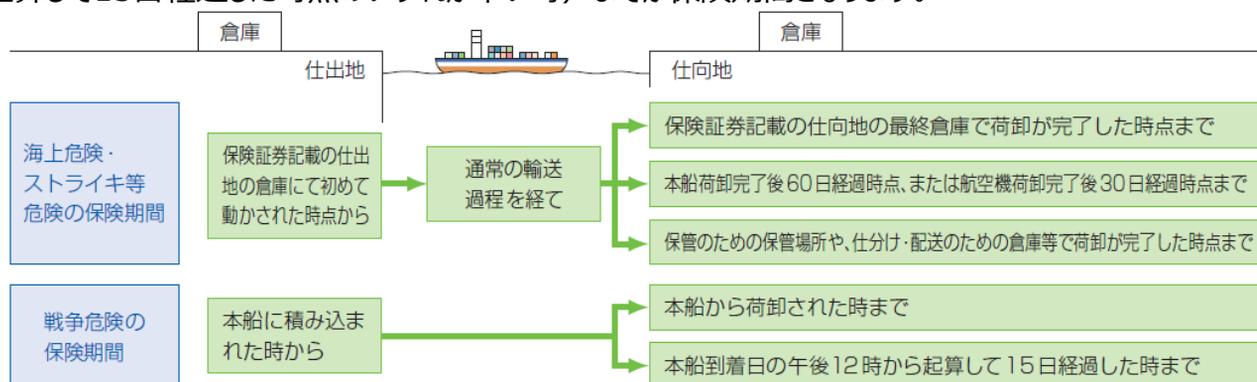
●…お申出によりご契約いただけます特別約款によりお支払いの対象とすることができます。なお、地震による火災は特別約款がない場合も補償対象となります。

一般に海上危険を担保する協会貨物約款と、戦争・ストライキ危険を担保する協会戦争約款・協会ストライキ約款はセットで引受けられており、弊社も同様の引受方式を採っています。

2. 保険期間について

2009年版協会約款では、海上危険・ストライキ等危険は貨物が保険証券記載の仕出地の倉庫・その他の保管場所において、輸送の目的をもって初めて動かされた時から開始し、保険証券記載の仕向地にある最終倉庫・その他の保管場所で荷卸が完了した時に終了します。

一方で、戦争危険については上記と異なり、原則として貨物が陸上にある間の損害は補償されません。また、貨物を本船に積み込んだ時から荷卸される時（または、本船最終荷卸港到着日の午後12時から起算して15日経過した時点のいずれか早い時）までが保険期間となります。



3. 協会戦争約款で担保される危険について

2009年版協会戦争約款（INSTITUTE WAR CLAUSES (CARGO)）において担保される代表的な危険は次の通りです。ただし、実際の保険の有無責については、事故発生時および前後の状況を総合的に勘案して判断することになります。詳細は弊社代理店・扱者または社員にご照会頂くか、弊社約款、重要事項説明書等をご確認ください。

- War（戦争）：宣戦の有無にかかわらず、また武力行使の合法性にかかわらず、二国以上の国家間の実質的な交戦状態をいいます。
- Civil War（内戦）：危険の態様としてはWar（戦争）と変わりませんが、同一国内の組織間（政府と反政府など）のものをいいます。
- Any hostile act by or against a belligerent power（敵対勢力によってもしくは敵対勢力に対して行われる一切の敵対的行為）：国家や反体制組織、またはこれらの関係者による破壊行為などを指します。
- Capture（捕獲）：一定の条件のもと、敵国や中立国の貨物を没収する国際法上の行為です。
- Seizure（拿捕）：貨物を実力により占有する行為であり、適法か不法かを問いません。

4. 戦争・ストライキ危険料率について

戦争・ストライキ危険料率は、積地本船出帆日時点の料率が適用されます。

今後判明する事実次第では、料率が変更となる可能性がございますので、その際はご案内いたします。

【お問い合わせ先】

東京海上日動火災保険株式会社 総合営業第二部営業第二室

Tel : 03-3285-1777